

第2次広島市日本語教育推進計画

令和7年(2025 年)10月

目 次

1 計画策定に当たって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画期間	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画の名称	2
2 本市の日本語教育の現状と課題	3
2-1 統計データから見る本市の外国人市民の現状	3
2-2 多文化共生意識調査の結果	7
2-3 地域のボランティア日本語教室へのアンケート	8
2-4 これまでの取組を通じて明らかになったこと	9
2-5 課題と施策の方向性	17
2-5-1 統計データ、アンケート調査から明らかになったこと	17
2-5-2 計画に基づく事業実施の過程で明らかになったこと	18
3 施策の柱と取組	21
 <参考資料>	
1 多文化共生意識調査の結果(抜粋)	26
2 地域のボランティア日本語教室へのアンケートの結果(抜粋)	29
3 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	35

1 計画策定に当たって

1-1 計画策定の趣旨

本市では、「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」(平成18年(2006年)策定、平成26年(2014年)改定)に基づく取組の一環として、令和元年度(2019年度)に本市の日本語教育の実態や課題等を把握するための実態調査を行いました。

一方、国は、令和元年(2019年)6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)を公布・施行し、同法第10条の規定により、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定しました(令和2年(2020年)6月23日閣議決定)。当該方針の中で、「国及び地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は地域の状況に応じて日本語教育推進施策を策定し、実施する責務を有する」とされています。

実態調査及び同方針を踏まえ、本市は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間で計画期間とする広島市日本語教育推進計画を策定し、日本語教育コーディネーターの配置などの具体的な取組を進めてきました。

この間、外国人市民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大による出入国制限により一時的に減少したものの、増加傾向にあり、令和7年(2025年)3月末時点では23,297人、総人口の1.99%を占め、前回の計画策定時(令和2年(2020年))の20,476人と比較すると約1.4割増加しています。国籍別ではインドネシア、ネパール、在留資格別では令和2年度(2020年度)に創設された特定技能の増加が著しく、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間で、インドネシア国籍者は約5倍、ネパール国籍者は約3倍、特定技能は44倍近くに増加し、外国人市民の国籍が多様化するとともに、在留資格の構成が変化しています。

また、令和6年(2024年)6月21日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」を公布しました。令和9年(2027年)中に技能実習制度が廃止され、人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が施行されます。当該制度では、就労開始までに日本語能力A1相当以上の試験に合格することが条件とされるなど、一定の日本語能力が求められ、今後一層日本語教育が受入企業等で重視されることが見込まれます。

我が国においては、少子化・高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、本市においても平成30年(2018年)をピークに人口減少が続いています。こうした中、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、世界に誇れる「まち」広島の実現をめざす本市にとって、外国人市民は地域の社会・経済や地域コミュニティの活性化の重要な担い手として、より一層の活躍が期待されるようになっています。そこで、外国人市民が国籍や母語にかかわらず市民として、地域で暮らす全ての人と共に安心して快適に暮らし、円滑に生活を営むことができるような諸環境、とりわけ、希望する外国人市民が日本語学習の機会にアクセスできる環境を整えていく必要が増しています。

こうした中、令和6年度(2024年度)をもって当初の計画期間が終了したことから、上述のような計画期間中に起こった外国人市民の状況の変化や、これまでの取組の成果と課題、令和4年度(2022年度)に実施した「多文化共生意識調査」の結果等を踏まえ、本計画を策定し、令和7年度

(2025年度)中に改定する「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく主要な取組の一つとして、本市の実態に即した日本語教育施策に取り組めます。

なお、取組の実施に当たっては、日本語能力向上支援事業の一部を委託している(公財)広島平和文化センターと連携して行います。

1-2 計画期間

策定後の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、第6次広島市基本計画(2020年—2030年)及び広島市多文化共生のまちづくり推進指針に基づく取組を進めるための個別の計画です。

1-4 計画の名称

今回の計画策定に当たって、令和2年(2020年)に策定した当初の計画を第1次広島市日本語教育推進計画(以下「第1次計画」という。)、今回、策定する計画を第2次広島市日本語教育推進計画(以下「第2次計画」という。)とします。

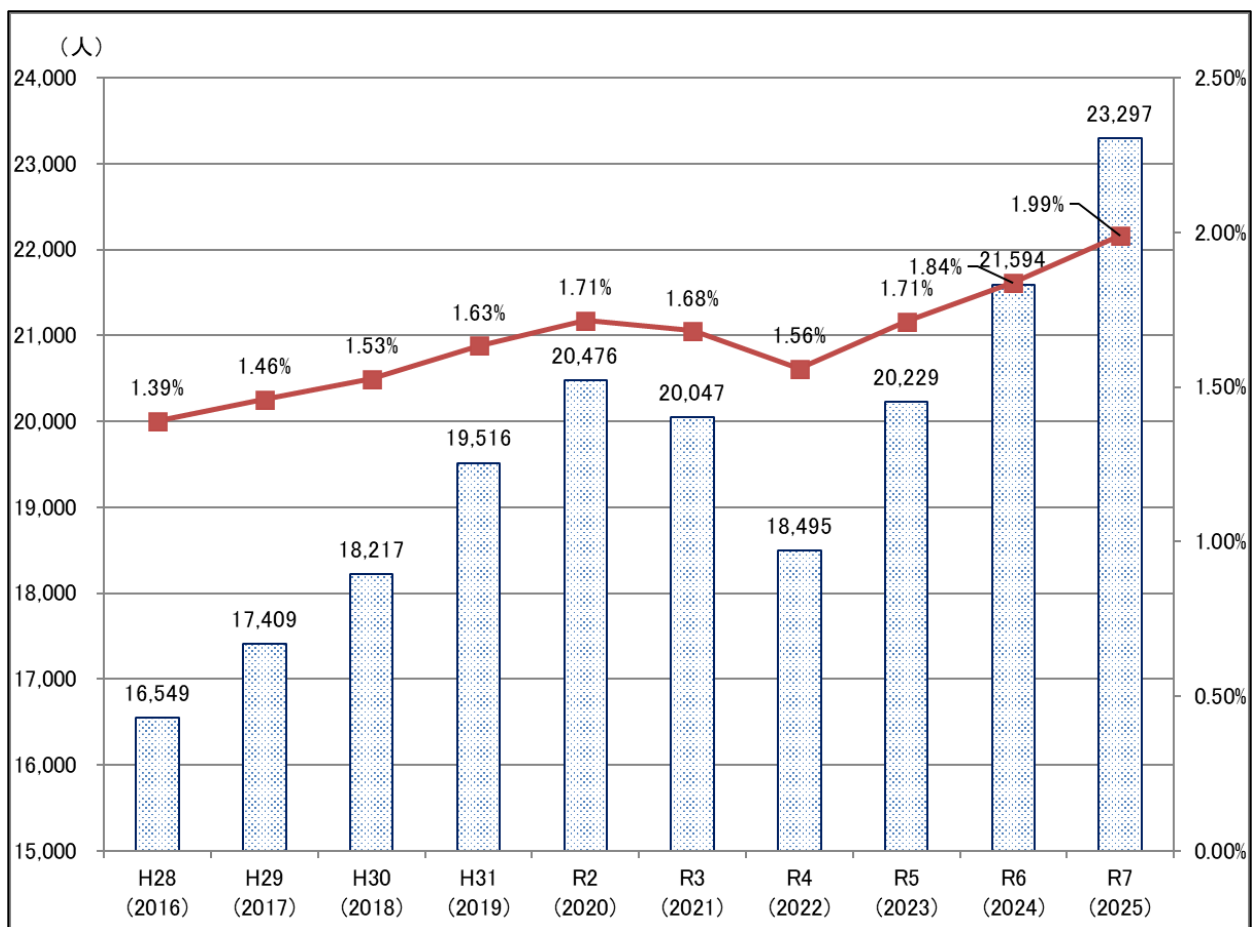
2 本市の日本語教育の現状と課題

計画策定に当たって、本市の外国人市民の現状、現計画に基づく取組の成果と知見等と、現在の課題を整理し、今後の方向性を示します。

2-1 統計データから見る本市の外国人市民の現状

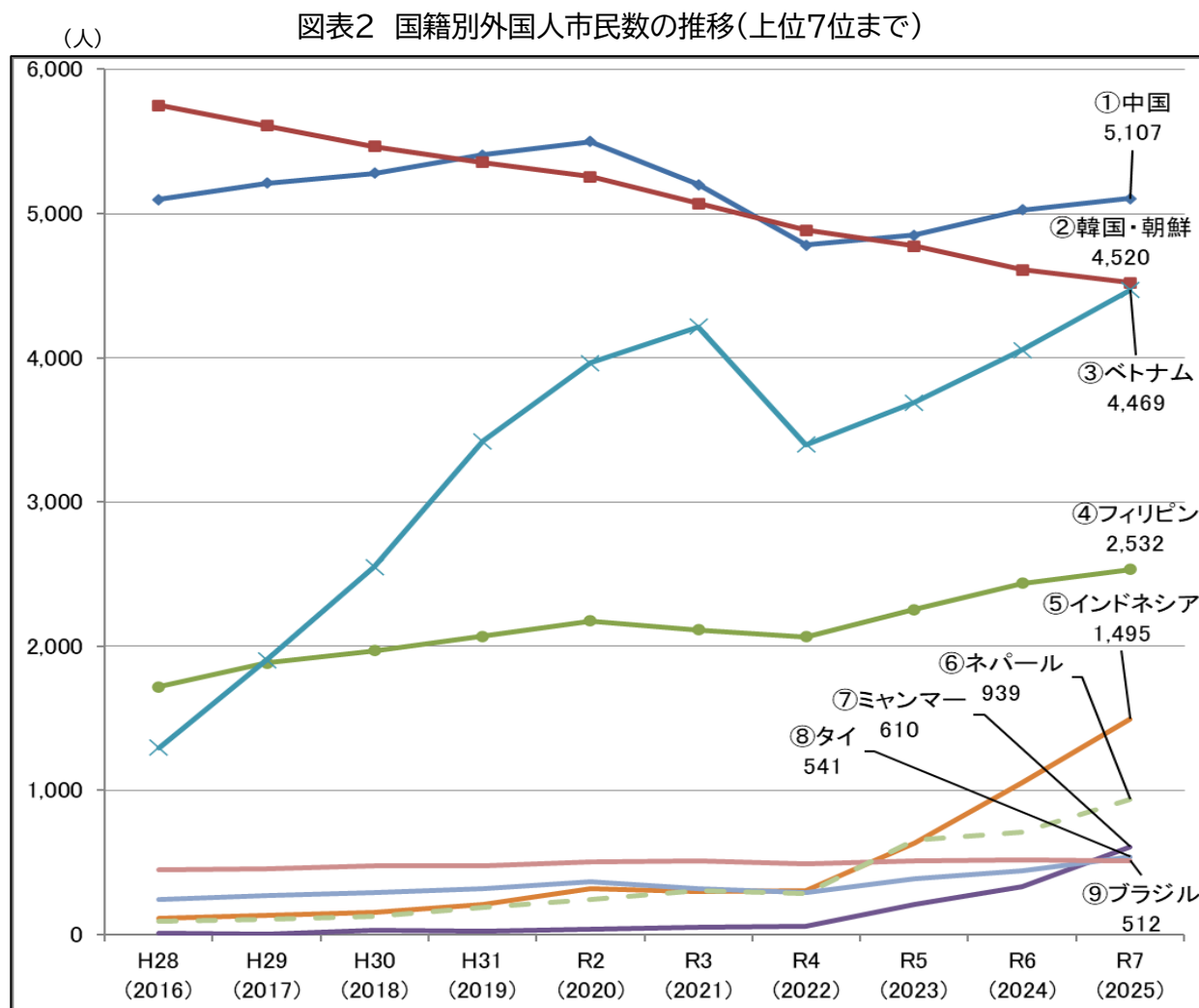
本市の外国人市民数は、令和7年(2025年)3月末時点で23,297人、総人口の1.99%を占めています。新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に減少したものの、第1次計画策定時(令和2年(2020年)3月末時点)の20,476人と比較すると、約1.4割増加しています。

図表1 外国人市民数と市内人口に占める外国人市民の割合



(出所)広島市住民基本台帳データ 各年3月末

国籍別では、インドネシア、ネパールの増加率が高くなっています。第1次計画策定時(令和2年(2020年)3月末時点)と比較すると、全体に占める上位3位までの国籍の割合が72.0%から60.5%に減少しており、国籍の多様化が進んでいることが伺えます。



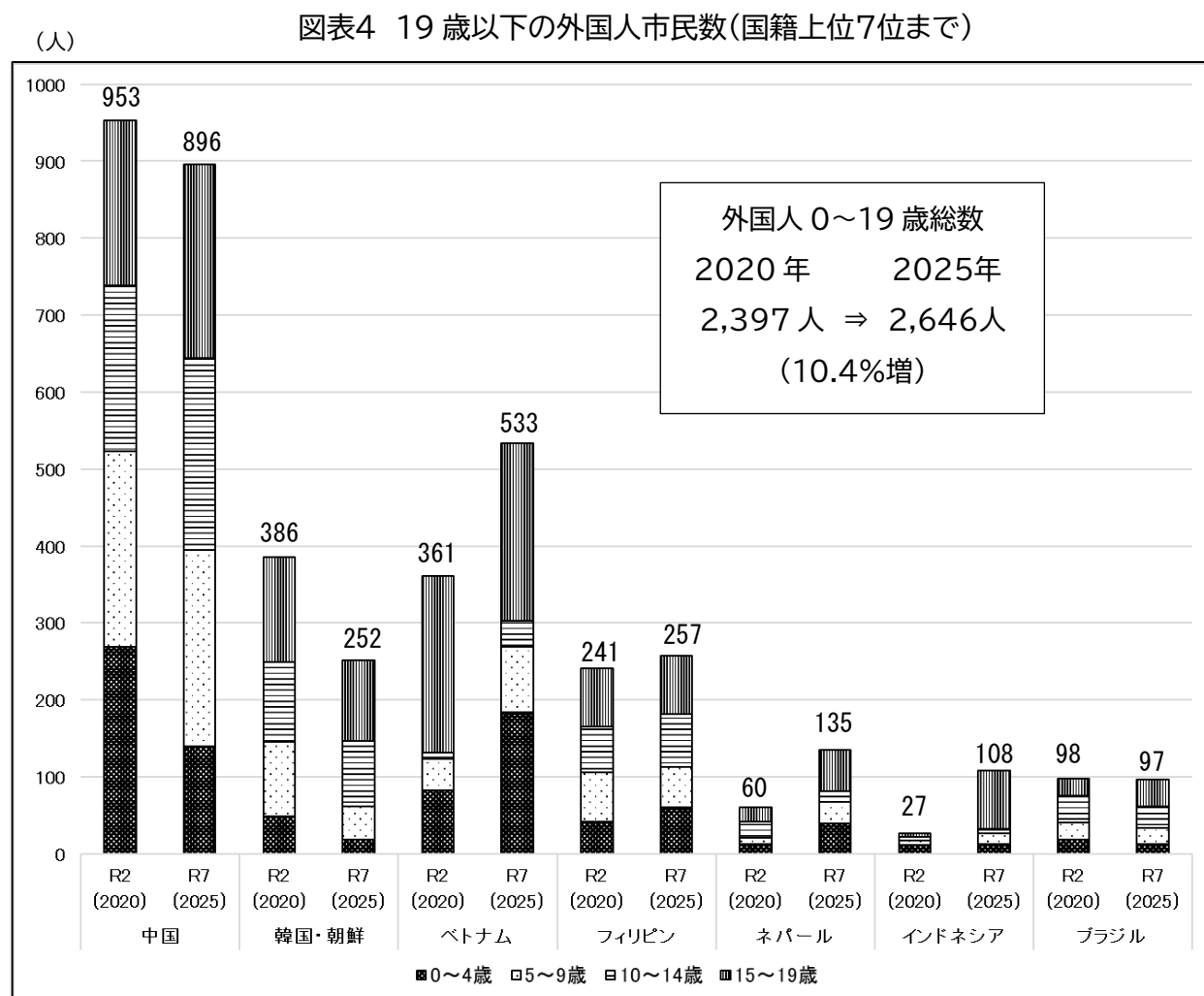
(出所)広島市住民基本台帳データ 各年3月末

図表3 国籍別外国人市民数上位3位までが占める割合の変化

	国籍	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
1	中国	26.9%	21.9%
2	韓国・朝鮮	25.7%	19.4%
3	ベトナム	19.4%	19.2%
	上位3位計	72.0%	60.5%
	その他	28.0%	39.5%

(出所)広島市住民基本台帳データ 各年3月末

19歳以下の外国籍のこどもの数は、第1次計画策定時(令和2年(2020年)3月末時点)と比べると10.4%増加しています。このうち、中国籍、韓国籍・朝鮮籍のこどもが占める割合は55.9%から43.4%へ減少しており、外国人のこどもの国籍も多様化しています。

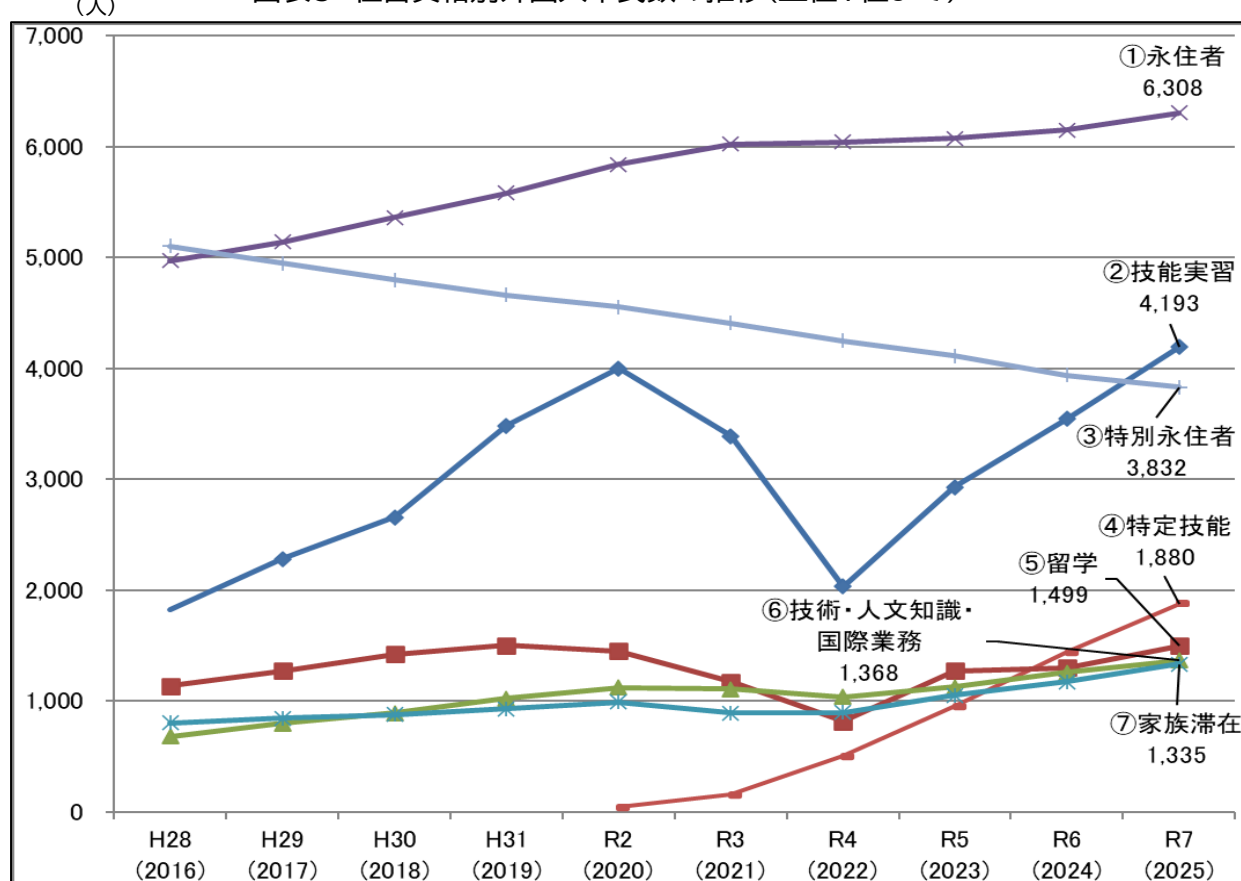


(出所)広島市住民基本台帳データ 各年3月末

在留資格では、コロナ禍で一時減少した「技能実習」が、コロナ禍前と同程度に回復するとともに、「特定技能(※)」の増加が顕著で、4番目に多くなっています。第1次計画策定時(令和2年(2020年)3月末時点)との比較では特別永住者が15.9%減少し、永住者が8.0%増加しています。令和7年(2025年)3月末時点で、初めて技能実習が特別永住者を超えました。また、上位3つの在留資格以外の在留資格をもつ外国人市民が47.5%増加していることから、在留資格の多様化が進んでいることが分かります。

(※) 平成31年(2019年)4月から創設された在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」のこと。

図表5 在留資格別外国人市民数の推移(上位7位まで)



(出所)広島市住民基本台帳データ 各年3月末

図表6 在留資格別外国人市民数上位3位までが占める人数の変化

在留資格	令和2年 (2020年) (人)	令和7年 (2025年) (人)	増減率 (%)
永住者	5,842	6,308	8.0
技能実習	4,003	4,193	4.7
特別永住者	4,555	3,832	▲15.9
上位3資格計	14,400	14,333	▲0.5
その他の 在留資格	6,076	8,964	47.5

(出所)広島市住民基本台帳データ 各年3月末

2-2 多文化共生意識調査の結果

令和4年度(2022年度)に実施した「多文化共生意識調査」のうち、外国人市民に対する日本語学習についての調査の概要は、次のとおりです。

<調査の概要>

	概要
調 査 時 期	令和4年(2022年)9月1日～同年10月14日(44日間)
調 査 対 象	広島市内に居住する18歳以上の外国人市民 5,000 人
有効回収数(率)	1,662 人(33.2%)
調 査 項 目	<全29問> 生活情報の入手方法、相談先、日本語学習、差別体験、日本人との交流等

※ 調査結果の詳細は、26頁以降参照

令和4年(2022年)の調査結果では、どの日本語能力も「日本語を母語とする人と同じくらいできる」との回答が3割程度になっており、5割以上の回答があった平成24年(2012年)の「広島市外国人市民生活・意識実態調査」の結果と比べると、日本語能力が低い外国人市民が増えていると考えられます。

図表7 日本語能力「日本語を母語とする人と同じくらい」

	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差(B-A)
話す・聞く	50.4%	32.9%	▲17.5
読む	53.0%	35.3%	▲17.7
書く	56.1%	38.1%	▲18.0

2-3 地域のボランティア日本語教室へのアンケート

本市内の公民館等で、ボランティアにより運営されている地域の日本語教室(以下「ボランティア日本語教室」という。)を対象として、令和5年度(2023年度)にアンケート調査を行いました。

<調査の概要>

	概要
調 査 時 期	令和5年(2023年)12月12日～ 令和6年(2024年)2月29日(80日間)
調 査 対 象	広島市内に拠点を持つ地域のボランティア日本語教室 27カ所
有効回収数(率)	21 件(77.8%)
調 査 項 目	<全 18 問> 教室の概要、学習者の国籍、活動内容、実施体制等

※ 調査結果の詳細は、26頁以降参照
アンケートの質問18問のうち、次の3つの問に対する回答結果を紹介します。

【問1 学習者数と国籍】

	令和元年(2019年) 9月1日時点(人)	令和6年(2024年) 1月1日時点(人)	増減
学習者数計	545	327	▲218人 ▲40.0%

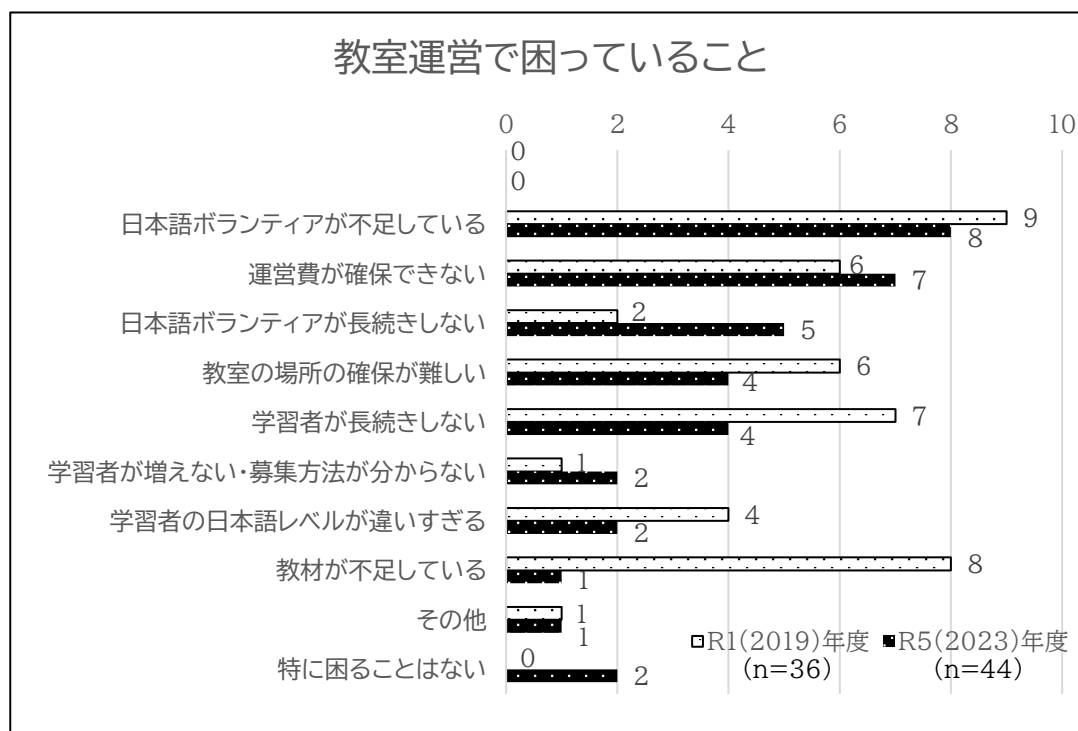
注1) 1人の学習者が複数の日本語教室に通っている場合があります。

注2) 学習者の減少は、新型コロナウイルス感染症流行の影響があると考えられます。

令和6年度(2024年度)に入り、こどもや技能実習生を中心に学習者が増加している教室もあります。企業担当者が、日本語学習の場として技能実習生にボランティア教室を紹介する例も見られ、今後学習者数は増加していくものと考えられます。

- 本市内のボランティア日本語教室で学んでいる学習者の数は令和6年(2024年)1月1日時点で327人となっており、前回調査時の令和元年(2019年)9月1日時点の545人と比較すると218人減少しました。学習者の国籍は、中国が62人と最も多く、次にインドが35人、フィリピンが32人でした。
- 前回調査時の上位3か国(ベトナム、中国、フィリピン)を合わせた割合は 56.1%でしたが、令和6年(2024年)の上位3か国(中国、インド、フィリピン)を合わせた割合は 39.4%となっており、割合が16.7%減っていました。

【問2 教室運営で困っていることから分かること】



- 上記「日本語ボランティアが不足している」8件と「日本語ボランティアが長続きしない」5件を合わせると全体の約3割を占め、活動するボランティアの確保や継続性が課題となっていることがわかります。

【問3 活動している日本語ボランティアについて分かること】

- 活動しているボランティアの中に、日本語教育に関する有資格者が一定数いることがわかりました。

2-4 これまでの取組を通じて明らかになったこと

現計画の主要項目ごとに、取組を通じて明らかになったことを振り返ります。

(1) 日本語教育推進のための体制づくり

ア 広島市日本語教育総合調整会議の設置

【取組内容】

- 令和2年度(2020年度)以降、市・大学・日本語教育機関・企業関係者・外国人市民代表者等から構成される広島市日本語教育推進会議を設置しました。
- 本市の日本語教育の事業計画等について協議・検討を行いました。会議の各委員が持つ専門性やネットワークを生かし、本計画に基づく事業の立案、実施に大きな役割を果たしました。

イ 日本語教育コーディネーターの配置

【取組内容】

- 令和2年度(2020年度)以降、日本語教育に関する専門的な知識・指導経験を持つ日本語教育コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置したことにより、日本語教育全般に係る事業の質の向上につながるとともに、日本語学習を必要とする外国人市民や公民館等の日本語教室で活動するボランティアに対して、適切な支援が行えるようになりました。
- コーディネーターを通して、本市と日本語教育関係機関・人材とのつながりが生まれ、日本語教育事業への協力者が増えました。令和6年度(2024年度)には、支援の届きにくい地域への事業拡大を目指し、地域日本語教育コーディネーター2名を新たに配置しました。これにより、ボランティア日本語教室との情報交換や外国人市民へのよりきめ細やかな情報提供が可能になりつつあります。

ウ 企業等との連携体制の構築

【取組内容】

- 技能実習生を雇用する企業を対象に、企業内日本語教室や「やさしい日本語」講座を試行的に実施し、企業の日本語教育についての状況把握に努めました。

【企業内日本語教室 試行実施協力企業 担当者アンケート・担当講師聞き取り情報のまとめ】

- 技能実習生の日本語学習意欲は個人差が大きいです。
- 業務指示は同国人の先輩から母国語で受けるので、実習継続に必要な一定の試験をクリアできればそれ以上の日本語は必要としていませんでした。
- 数年の出稼ぎと割り切って来日している層は、とりわけ学習意欲が低いです。
- 企業内日本語教室試行実施後のアンケートでは、4社中3社が、「日本語は休みの日に社外で学んでほしい」と回答しました。
- 所在地が近くても業種が違えば事業所同士の交流はなく、複数の小規模事業所による日本語教室合同実施は困難でした。
- 同僚となる日本人労働者の啓発(「やさしい日本語」の使用等)が必要だという認識は非常に低いです。日本語教室試行実施とセットになっていた日本人社員向け「やさしい日本語」講座実施を、4社中2社が、時間が取れないことを理由に見送りました。
- 外国人の長期採用を希望する事業所などは、有料でも講師紹介の希望があり、日本語教室試行実施4社中1社から、終了後、相談がありました。
- 技能実習生はアクセスの悪い郊外に多く、日本語教師派遣が難しいです。同様に、実習生が最寄りのボランティア日本語教室に通う場合も交通の便が悪いです。

(2) 日本語学習者のための情報提供

ア 日本語教室の情報提供の充実

【取組内容】

- 市が実施する日本語教室及び市内のボランティア日本語教室の情報を整理し、ホームページに掲載しました。
- 教室案内のパンフレットに二次元コードをつけるなどして、情報にアクセスしやすくし、関係者への周知に努めました。
- Facebook を開設し、日本語講座の情報を発信しました。

【明らかになったこと】

- 外国人市民への情報提供は非常に難しく、口コミ頼りになっています。
- 情報伝達機能を持つような組織化された同国人コミュニティは少ないです。
- 外国人市民の場合、日本語教室・交流会などにとりあえず申込みだけして参加しないケースがあります。一方で、申込みをせず、当日参加するケースが一定数みられ、参加意向を把握するのが難しいです。
- ボランティア日本語教室に出入りしている外国人市民へは、紙ベースであれば、ゆっくりではあるが、ボランティアを通して比較的情報が届いていました。

イ ICT を活用した学習方法の情報提供

【取組内容】

- 「外国人市民のための生活ガイドブック」に、文部科学省や国際交流基金、NHK の日本語学習サイトについて掲載するとともに、Facebook で、随時、情報を共有しています。

【明らかになったこと】

- オンラインコンテンツは、紹介するだけでは利用は定着しませんでした。オンライン学習に慣れていない学習者と一緒に画面を見ながら学習方法を習得させるといった段階からの支援も必要です。また、そういった活動ができるような学習支援者を養成する IT 研修なども必要です。

(3) 日本語学習機会の充実

ア 入門レベル日本語講座の実施

【取組内容】

- 令和2年度(2020年度)から、1回2時間、全22回の入門レベルの日本語コースを年2回(令和2年度(2020年度)は1回)開催しました(令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの総受講者数は、113人。)。
- 日本語講座の受講期間中に、外国人相談窓口や地域のボランティア日本語教室、その他の日本語教育機関などの情報を受講者に提供することで、外国人市民の孤立を防ぎ、継続的な日本語教育の後押しを行いました。

【明らかになったこと】

- 学習動機は多様で、4技能(「聞く」「話す」「読む」「書く」)のバランスは総じて悪いです。
例として、生活しながら耳で覚えたセットフレーズや金額だけ滑らかに言える者、接客会話やビジネス会話は滑らかだが読み書きが一切できない者、家族間のフランクなやり取りだけできる者、ひらがなのみ、又は、カタカナのみの読みだけできる者、漢字に頼って必要な情報は取得できるが一切話せない者などが混在しています。
- オンライン学習に対応できる受講者は少ないです。
多様な母語の学習者で構成される入門レベルのクラスでは、共通語での指示ができず、とりわけICTに不慣れた生活者の場合、オンライン学習は非常に効果が低いです。操作に不慣れで生活音が授業を妨げる例や、スマホによる参加で提示された資料やクラスメートが見えず混乱する例、回線の接続に授業時間の大半を費やす例などがありました。
コース終了後、修了生を対象に試行的に実施した定期的なオンラインサロンでも、参加者は1~2人でした。
- 決められた様式に回答するといった作業に慣れていない受講生が一定数おり、アンケート等で声を集めるのが難しいです。メール等への返答もなく、受講を途中で辞めた人の声を拾うのはさらに難しいです。
- 日本語クラスを拡大するには、常設の教室(国際会議場研修室)を確保できないことが課題です。今後、入門レベル日本語講座や他の講座等を常時開催するとなれば、非常勤講師の準備室や自由に使えるパソコン、カラーコピー機なども必要です。
- 義務教育年齢を過ぎているが高校に進学する日本語力がない、あるいは、勉強についていけず退学した若年層外国人が一定数存在します。令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までに実施した入門レベル日本語教室受講者113人のうち19歳以下は14人でした。
- 外国人市民の転入・転出が比較的多く、広島市に定着する層は多くないと推測されます。
追跡調査はしていませんが、とりわけ入門レベル日本語講座を開始した初期の令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)のコースでは、受講者の3分の1~2分の1の受講者が仕事を求めて広島市から大都市圏へ転居したものとみられます。また、親族訪問、留学や留学生の家族、ワーキングホリデーなど最初から比較的短期の滞在が想定される在留資格の受講者も少なくないです。
- 国籍は多様で、開講時期によって受講生層が大きく変わります。
コロナ禍では、入国時期がずれたことで大学の日本語コースが受講できなかった欧米系留学生が一定数いました。ウクライナ避難民の来日時期(令和4年度(2022年度))は同国人の受講が続き、市のネパール人人口が増加した時(令和5年度(2023年度))は、クラスの半数をネパール人が占めました。同国の知人を誘うケースが多いせいか、中華系が多い時期、フィリピン系が多い時期など、クラスの中にマジョリティが存在する開催時期もあります。
- 市内中心部で実施される昼間の対面教室に通える学習者層は「日本人の配偶者」「家族滞在」が中心です。

- 教室終了後の進路は様々です(日本語学校、夜間中学に進学する者、(一財)日本国際協力センター(JICE)の「しごとの日本語」を受講し就活する者、従事中の仕事を継続する者、妊娠中に受講しコース終了後出産・育児を行う者、帰国する者など)。
- 大半の受講者にとって、入門コース受講期は広島市での新生活を始める時期でもあり、日本語教室は日本語能力向上に加え、生活情報の獲得や友人作りの場としての機能も重要です。
- 約3か月の受講期間でも生活環境が目まぐるしく変化し(体調、就労状況、仕事のシフト等)、受講を取りやめる学習者も少なくないです。
- 令和5年度(2023年度)は応募自体も減少傾向でした。コロナ禍明けの経済活動の再開に伴い仕事が増え、学習の優先度が下がった可能性があります。
- コロナ禍ではオンライン開催を期待して、県外や海外からも問合せが数件ありました。

(4) 日本語教育を担う人材の育成とボランティア日本語教室への支援

ア 日本語ボランティアの養成

【取組内容】

- 日本語ボランティア養成講座については、ボランティア経験に応じて受講できるよう段階的に3コースを設けて実施しました。受講後のアンケートでは、高い満足度が得られています(令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの総受講者数は312人)。
- 担い手不足のボランティア日本語教室に、講座の修了生を紹介するとともに、修了生有志の新規教室立ち上げを支援しました(令和2年度(2020年度)23教室→令和6年度(2024年度)27教室)。

【明らかになったこと】

- 日本語ボランティア養成講座修了後、実際の活動につながるまでのハードルが高いです。コーディネーターがいて活動内容を指示される教室や、単に話し相手になればよいだけの教室であれば参加が容易になります。外国人と接することに慣れていないボランティアの場合、相手(外国人)の反応を誤解して落胆するケースもあり、そういったフォローが必要な場合もあります。
- 令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの受講者198人の経歴を分析すると、次のようなことがわかりました。
 - 留学/海外滞在経験があり、語学力や海外経験を活かしたい層 [49人]
 - 民間の日本語教師養成講座等修了者(一定の知識はあるが、教壇経験はない層) [34人]
 - 退職教員(教えるという点で、一定のスキルを持っている層) [33人]
 この中には、現職時代に外国籍児童・生徒に関わった者も一定数いました。
- 学習者、学習支援者ともに、慣れ親しんだ教材・学習方法や教え方に固執する傾向が強く、「日本語教育の参照枠(注1)」や「生活 Can do(注2)」の理解や普及には時間が掛かります。また、ボランティア教室という性質上、そこに集う人が自由な意思で行っている活動のた

め、行政が活動方針を強いるのは望ましい方向性ではありません。

注1) 日本語教育の参照枠…CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みのこと。

注2) 生活 Can do…日本での日常生活において、在住外国人が日本語を用いて行うことを想定した言語活動の例示。日本語教育の参照枠に示された分野別の言語能力記述文(Can do)の一つで、日本語の習得段階に応じて求められる内容や方法を明らかにするもの。

イ ボランティア日本語教室への支援

【取組内容】

- コーディネーターがボランティア日本語教室を順次訪問し、指導方法や教材について支援ニーズの聞き取りを行うとともに、教室広報のためのチラシ作りのサポートや新規教室立ち上げのための交流会の実施などを行いました。
- (公財)広島平和文化センターの補助金の対象を広げ、ボランティア日本語教室からも申請できるようにしました。

【明らかになったこと】

- 学校の勉強についていけない外国人のこどもが、一定数ボランティア日本語教室に参加しています。これらのこどもたちに十分な支援が行われるよう、日本語教室の運営に携わるボランティアからの強い要望があります。
- 活動の中核となっているのは、県が20年以上前に実施した日本語ボランティア養成講座出身者で、ボランティアの高齢化と後継者不足が課題です。
- ボランティア日本語教室は公民館主催か否かによって待遇(教材保管スペースの確保、コピー代金の負担、教室の優先予約等)が大きく異なるが、市が会場を優先予約したり、ボランティア日本語教室を公民館の主催事業にするよう指示したりすることはできません。
- 補助金申請の手続については、出来る限り簡素化しているものの、書類作成に不慣れな市民には心理的ハードルが高いです。
- ボランティア日本語教室は、活動内容はまちまちだが、地域の外国人の居場所、拠り所として重要な役割を果たしています。
- 日本語教育に関する有資格者がボランティアとして参加しているボランティア日本語教室もあります。
- 団体ごとに運営方針があり、ボランティア希望者であれば誰でも歓迎というわけではありません。
- 既存のボランティア日本語教室の方針に合うボランティアを養成して、団体の存続を目指すのは難しく、気の合う仲間と新しい活動を立ち上げる動きを促進し、市全体として学びの場(数や規模)を維持する方が現実的です。

(5) 地域との連携

ア 外国人市民と地域との相互理解の促進

【取組内容】

- 外国人市民が自国の文化を日本語で紹介できるよう、日本語教育事業の一環として外部講師によるプレゼンテーション能力向上のための研修を行いました。公民館等が開催する「国際理解講座」の講師として活動できるよう、人材バンクを構築しました（令和6年（2024年）12月末時点の登録者は9か国14人。）。

【明らかになったこと】

- 外国人市民も活躍の場を求めており、多文化共生推進の重要な人的リソースになっています。
- 登録した講師は、公共施設での講座に加え、（公財）広島平和文化センターの国際交流事業（Have a chat）でも活躍しています。

イ やさしい日本語の普及

【取組内容】

- 地域と外国人市民とのコミュニケーション促進の一助とするため、「やさしい日本語」の研修会を令和2年度（2020年度）以降、毎年度、開催場所を変えて実施しています。
- 令和4年度（2022年度）以降は、3回連続講座として年2回開催しました。1回目を概論、2回目・3回目は外国人市民を交えた実践編とすることで、日本人参加者が実際に外国人市民に対してやさしい日本語を使う場も提供しました（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの参加者延べ521人）。
- 外国人にも分かりやすい日本語での電話・窓口対応や情報発信の仕方について、基本的な知識を身に付けるため、市職員等を対象とした「やさしい日本語」の研修会を令和元年度（2019年度）以降、毎年度実施しています。令和6年度（2024年度）からは、広島広域都市圏連携事業の一つとして実施しています。

【明らかになったこと】

- やさしい日本語講座への外国人市民の参加確保が難しいです。
- やさしい日本語講座の実践編では、日本人が外国人に対して「助けてあげる」「教えてあげる」という意識になりがちである。「ともに学ぶ」、「対等な立場でまちづくりに参画する」という意識づけが課題です。

(6) その他

ア 日本語教育機関との連携

- 広島市内及び近郊に、日本語教師養成課程、又は関連科目を開講している大学が広島大学をはじめ、6校あります（令和5年（2023年）時点）。
- 広島市内に日本語学科を持つ専門学校が7校、日本語教師養成機関が1校あります（令和5年（2023年）時点）。

- 「外国人市民のための生活ガイドブック」は、日本語学校には定期送付されていなかったため、令和6年度(2024年度)より送付を開始しました。
- 進学目的の予備教育機関では、文法積み上げの教授法が依然主流で、増加している生活者や就労目的の学習者のニーズに対応しきれていない可能性があります。

イ 福祉部門との連携

- 区役所の保健師たちが、地域の外国人保護者、とりわけ妊産婦が抱える課題に気づき、子育てオープンスペースで日本語教室を開くなどの取組を始めていますが、外国人对応のノウハウは不十分な様子でした。
- 現場で外国人对応をしている職員に、外国人相談窓口や広島市にほんごデスクの存在が知られておらず、本来受けられる行政サービスの情報が外国人市民に十分届いていない可能性があります。

(7) 総括

- 就労する外国人が増加するにつれて、帯同する家族も増加することが予測されます。それに伴い、「家族滞在」の外国人市民の支援ニーズも高まると考えられます。
- 行政機関から発出される文書の日本語が難しく、窓口の対応でも「やさしい日本語」の普及が不十分です。夜間中学校の申込など、外国人市民が多く利用する窓口でも、申請書類がルビなしの日本語のみということも珍しくないです。
- 外国人市民の多様化が進み、国籍と文化・言語が一致しない例も増えてきています。
- 「翻訳機の普及で日本語学習の必要を感じなくなっている外国人が増えた」「SNSの普及で母国での人間関係の維持も容易になり、日本人との関わりを積極的に求める外国人が減った」というボランティアの声が寄せられています。一方、災害が発生したり、事件に巻き込まれたりした際に支援を求めやすいボランティア日本語教室とつながっておくことは重要で、セーフティネットとしての役割は増しているとも言えます。
- 日本人市民の潜在的関心層への情報提供は、市の広報紙「市民と市政」が有効です。
- 多文化共生のまちづくりの課題解決のためには、外国人市民の日本語力向上だけでなく、「やさしい日本語」の普及や異文化理解講座、多様な言語・文化を持つ人々の交流の機会の充実などを通した、地域住民の理解促進も必要です。
- 文部科学省の目指す「地域日本語教室(自治体主催教室で B1まで有資格者が教える)」は、本市の日本語教育の実態(確保できる予算や日本語学習者のニーズ等)と必ずしも一致していません。
- 文部科学省が奨励する Can do ベース(注)の教え方に対応できる教師が少なく、教師がそのスキルを身に付けられる機関もありません。

注) Can do ベース…学習者が日本語を使って実際に「何ができるか」に焦点を当てた教育アプローチ。従来の文法知識中心から、日常生活に必要な実践的な言語運用能力の育成を重視する。

「生活 Can do」のように、買い物や医療機関での受診など具体的な

生活場面での言語活動を学習目標とし、学習者の多様な背景や使用場면을尊重する教育観。

2-5 課題と施策の方向性

外国人市民の現状についてのデータや調査結果と、これまでの取組を通して得られた知見を踏まえ、今後の取り組むべき課題を整理し、施策の方向性を示します。

2-5-1 統計データ、アンケート調査から明らかになったこと

<課題>

- 日本語能力が十分ではない外国人市民が相対的に増加し、地域における住民同士の円滑なコミュニケーションが不足するため、生活上の諸問題が発生する要因の一つとなっている。
- 地域のボランティア日本語教室における学習者数は減少傾向にある。外国人市民が学習機会に関する情報を得られていない可能性がある。
- 地域のボランティア日本語教室の担い手が高齢化し、学習の場の維持が難しくなっている。



<施策の方向性>

- 市の持つリソースと連携し、外国人市民の学習の機会を充実させる施策が必要であり、引き続き、日本語教育を担う人材の養成・確保が必要である。

2-5-2 計画に基づく事業実施の過程で明らかになったこと

(1) 日本語教育推進のための体制づくりについて

<課題>

- 令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までは、総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーターを1人で兼務していたため、ボランティア日本語教室のニーズへの対応や地域のリソースの掘り起こし、キーパーソンとの連携が不十分であった。
- 「日本語教育推進に関する法律」において、「外国人等を雇用する事業主は、地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるもの」とされているが、積極的に実践している企業は少ない。
- 社会の少子高齢化に伴い、労働者が不足し、今後ますます外国人労働者の増加が見込まれるが、企業等は日本語学習に必要な経費負担等の問題により主体的に取り組む企業は少数である。



<施策の方向性>

- コーディネーターの活動を充実させ、日本語教育機関や日本語教員養成機関、ボランティア日本語教室、地域で活動する日本語教育に関する有資格者との連携を進めるとともに、個人・企業等からの日本語教育に関する相談に応じる体制を整える必要がある。
- 外国人就労者に対する日本語教育については、外国人の就労実態や雇用する企業等の日本語教育のニーズを把握した上で、施策を展開していく必要がある。

(2) 日本語学習希望者のための情報提供について

<課題>

- ICTを活用した学習方法の情報提供が、外国人市民の利用促進につながったかどうか分からない。
- 住民登録の際、外国人市民のための生活ガイドブックを受領していない外国人市民が一定数いると見受けられる。



<施策の方向性>

- 日本語教育が必要な人に、確実に情報を届ける方策が必要である。

(3) 日本語学習機会の充実について

<課題>

ア 入門レベル日本語講座の開催

- 会場が占有利用できない。
- 学習範囲が A1前半のレベルに限定され、文部科学省が目標とする B1 レベルに達していない。
- 平日昼間に市内中心部で開催されるため、参加できる外国人市民が限られる。
- 日本語学習の優先度が低い外国人の出席率の維持が難しい。

イ 日本語学習機会の拡充のための方策の検討

- オンライン学習は不慣れな学習者が多く、非常に非効率であった。生活者である外国人市民が無理なく継続できる方策の検討が必要である。



<施策の方向性>

- 多くの外国人市民が日本語教育にアクセスできるよう、日本語講座の内容、開催日時、会場及び方法等について多様な選択肢を検討することが必要である。

(4) 日本語教育を担う人材の育成・確保とボランティア日本語教室への支援

<課題>

ア 日本語ボランティアの養成

- 日本語ボランティア養成講座の修了後、ボランティア日本語教室に自ら赴くことを躊躇する受講生が多かった。

イ ボランティア日本語教室への支援

- ボランティア日本語教室は、市民のボランティアによる自主運営が原則であり、他団体との公平性の観点から、経費負担や会場の優先確保等は市として直接支援できない。
- コーディネーターが訪問できる教室数に限りがあり、各ボランティア日本語教室のニーズにきめ細やかに対応ができているとは言えない。



<施策の方向性>

- ボランティア養成講座の修了者が実際に活動できるよう、講座終了から活動開始までのサポートの充実が必要である。
- ボランティア日本語教室と学習者、ボランティア希望者のマッチングが重要である。
- コーディネーターの活動を充実させ、日本語教育機関や日本語教員養成機関、ボランティア日本語教室、地域で活動する日本語教育に関する有資格者との連携を進めるとともに、個人・企業等からの日本語教育に関する相談に応じる体制を整える必要がある。(再掲)
- ボランティア日本語教室の新規立ち上げを積極的に支援することが必要である。

(5) 地域との連携

<課題>

- やさしい日本語講座の実践編では、日本人が外国人に対して「助けてあげる」「教えてあげる」という意識になりがちである。



<施策の方向性>

- 外国人市民と地域の相互理解を促進する一助としてのやさしい日本語の普及により一層努める必要がある。

(6) 新たな取組が必要な課題

<課題>

ア 若年層外国人の現状把握と支援

- 日本語教室実施を通して、就学を希望しても高校に進学できていない、あるいは就労を希望しても不安定な職しか得られない10代後半の外国人市民が一定数いることがわかったが、実態が把握できていない。

イ 日本語教育に関する有資格者について

- ボランティア日本語教室においては日本語教師養成講座を修了した者、大学等で関連科目を受講した者等、日本語教育に関する基礎知識を有しているにもかかわらず、その知見を生かしていない、又はボランティアとしての活動に留まる有資格者が少なくない。
- その一方で、日本語教師は人材不足の傾向にあり、日本語教育に関する有資格者の掘り起こしに加え、専門人材とそれを必要とする機関との橋渡しが必要になっている。



<施策の方向性>

- 日本語指導を必要とするこどもが増えていることから、教育委員会と連携し、学校教育における日本語指導に携る人材確保が重要である。
- 広島大学の「日本語教師養成・研修推進拠点整備事業」や日本語教育機関、日本語教員養成機関との連携について検討する。

3 施策の柱と取組

● 計画の概要

第2次計画においても、第1次計画と同じ「日本語教育推進のための体制づくり」「日本語学習希望者のための情報提供」「日本語学習機会の充実」「日本語学習支援者の育成・支援」「地域との連携」の5つを本計画の施策の柱とし、第1次計画に基づくこれまでの取組の成果と課題、及びそれに基づく施策の方向性を鑑みて具体的な取組について定めます。

本計画の期間は令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間としますが、国及び県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、本計画は、原則として「生活者としての外国人」である18歳以上の外国人市民の日本語教育を対象とします。

●体系図

施策の方向性	施策の柱	取組の内容	
・コーディネーターの活動を充実させ、日本語教育機関や日本語教員養成機関、ボランティア日本語教室、地域で活動する日本語教育に関する有資格者との連携を進めるとともに、個人・企業等からの日本語教育に関する相談に応じる体制を整えていくことが必要 ・外国人就労者に対する日本語教育については、外国人の就労実態や雇用する企業等の日本語教育のニーズを把握した上で、施策を展開していくことが必要	1	日本語教育推進のための体制づくり	1-1 広島市日本語教育総合調整会議の設置・運営
			1-2 日本語教育コーディネーターの配置
			1-3 企業等との連携体制の構築
			1-4 日本語教育機関との連携 [新規]
・広島大学等との連携を検討	2	日本語学習希望者のための情報提供	2-1 日本語教室の情報提供の充実
・日本語教育が必要な人に、確実に情報を届ける方策が必要			2-2 ICT を活用した学習方法の情報提供
・多くの外国人市民が日本語教育にアクセスできるよう、日本語講座の内容、開催日時、会場、方法等について多様な選択肢を検討することが必要	3	日本語学習機会の充実	3-1 入門レベル日本語講座の機会拡充
			3-2 日本語学習機会の拡充のための方策の検討
			3-3 企業等との連携体制の構築(再掲)
・ボランティア養成講座の修了者が実際に活動できるよう、講座終了から活動開始までのサポートの充実が必要 ・ボランティア日本語教室と学習者、ボランティア希望者のマッチングが重要 ・コーディネーターの活動を充実させ、日本語教育機関や日本語教員養成機関、ボランティア日本語教室、地域で活動する日本語教育に関する有資格者との連携を進めることが必要(再掲) ・ボランティア日本語教室の新規立ち上げを積極的に支援することが必要	4	日本語教育を担う人材の育成・確保とボランティア日本語教室への支援	4-1 日本語ボランティアの養成
			4-2 ボランティア日本語教室への支援
			4-3 教育委員会との連携体制の構築
・教育委員会と連携し、学校教育における日本語指導に携わる人材確保が重要	5	地域との連携	5-1 外国人市民と地域との相互理解の促進
			5-2 やさしい日本語の活用

(1) 日本語教育推進のための体制づくり

本市における日本語教育の方針や必要な取組を検討するとともに、事業推進のためのコーディネーターの配置や連携のためのネットワークの形成など、外国人市民が適切な日本語教育を受けることができる体制づくりを(公財)広島平和文化センターと連携し、進めます。

1-1 広島市日本語教育総合調整会議の設置・運営

- 広島市と日本語教育機関、企業、大学、NPO、外国人市民代表者等から構成される広島市日本語教育総合調整会議を設置し、関係者間の意見調整や情報共有を行うとともに、日本語教育の推進や取組内容、方法について協議、助言等を行います。

1-2 日本語教育コーディネーターの配置

- 日本語教育に関する専門的な知識及び指導経験を持つコーディネーターの体制強化に努めます。

1-3 企業等との連携体制の構築

- 企業等からの日本語教育に関する相談に応じられる体制を整えます。
- 企業等における外国人の働き方や日本語教育のニーズについて実態を把握した上で、企業等の協力を得て日本語教育を展開するための継続的な連携体制を構築します。
- 日本人と外国人が共に働きやすい環境づくりのため、多文化共生への理解を深められるよう企業等に対して職場内研修の実施を働きかけます。

1-4 日本語教育機関との連携[新規]

- 広島市内の日本語教育機関、日本語教師養成機関との連携を図ります。
- 広島大学の「日本語教師養成・研修推進拠点整備事業」との連携について検討します。

(2) 日本語学習希望者のための情報提供

日本語の学習を希望する外国人市民に地域や企業を通じて必要な情報が届くようにし、必要に応じて学習方法を選択できるように、日本語教室及び学習方法に関して、様々な媒体、機会での情報提供を行います。

2-1 日本語教室の情報提供の充実

- ボランティア日本語教室の場所及び実施日、活動内容に関する情報を外国人市民のための生活ガイドブックやHPで随時発信します。併せて、外国人市民へのリーフレットの配布等により情報提供の充実を図ります。
- 外国人市民の国籍の増減を注視し、必要に応じて情報発信する言語を追加します。

2-2 ICTを活用した学習方法の情報提供

- 市ホームページや(公財)広島平和文化センターの外国人市民向けポータルサイト「外国人市民のみなさんへ」やFacebook等を通じて、日本語教室の情報や、教室に行く時間がない学習者向けに個人で学べる様々な日本語学習サイトを紹介します。また、外国人市民が働く企業等に対して、メール等を活用し、日本語学習に関する情報提供を行います。

- 本市に転入する外国人市民に対して、情報提供資料の配布を引き続き行います(区役所及び出張所において実施。)。併せて、ライフステージや生活状況の変化に応じ、適切な時期での情報の提供に努めます。

(3) 日本語学習機会の充実

日本語学習を必要とする外国人市民が、身近な場所で自身の希望に応じた日本語学習の場に参加することができるよう、日本語学習機会の充実に努めます。

3-1 入門レベル日本語講座の機会拡充

- ボランティアが対応する上で、難易度が高いとされる、日本語がほとんどできない外国人市民を対象に、日本語教師の有資格者の指導による A1 レベルの日本語講座を引き続き実施し、ごく基礎的な日本語能力の獲得を支援します。
- より多くの外国人市民が日本語学習にアクセスできるよう講座の開催時間や場所などについて選択肢の拡充を検討します。

3-2 日本語学習機会の拡充のための方策の検討

- 日本語教室に通うことが困難な外国人市民が、希望に応じて日本語を学ぶことができるよう、日本語学習機会拡充のための新たな方策を検討します。
- A2 レベルの講座実施の可能性を含め、講座の開催時間や場所などについて様々な選択肢を検討し、より多くの外国人市民が日本語学習にアクセスできる方法を検討します。

3-3 企業等との連携体制の構築(再掲)

- 企業等からの日本語教育に関する相談に応じられる体制を整えます。
- 企業等における外国人の働き方や日本語教育のニーズについて実態を把握した上で、企業等の協力を得て日本語教育を展開するための継続的な連携体制を構築します。
- 日本人と外国人が共に働きやすい環境づくりのため、多文化共生への理解を深められるよう企業等に対して職場内研修の実施を働きかけます。

(4) 日本語教育を担う人材の育成・確保とボランティア日本語教室への支援

本市の日本語教育に関わる人材の資格の有無の把握や、育成に努め、日本語教育を必要とする機関への橋渡をします。また、本市の日本語教育施策において重要な役割を担うボランティア日本語教室の個々のニーズに応じた支援ができるよう努めます。

4-1 日本語ボランティアの養成

- 日本語の学習の支援に必要な知識や技能を受講者の経験に応じて受講できるようコース分けした日本語ボランティア養成講座を開催するとともに、講座受講後、受講者がボランティア日本語教室での活動を開始できるよう、コーディネーターが橋渡しをするなど、フォローアップを充実させます。これにより、ボランティア日本語教室の担い手の養成と確保に努めます。
- 長年活動が続けているボランティアのためのスキルアップ講座を開催し、自己研鑽の場を提供することにより活動意欲の継続と活性化を図ります。

- 日本語教育に関する有資格者の掘り起こしと、日本語教育の専門人材を必要とする機関への橋渡しに努めます。

4-2 ボランティア日本語教室への支援

- 各地域のボランティア日本語教室が、それぞれの持ち味を生かしながら活動を継続できるよう、教室、学習希望者、ボランティア希望者のニーズを把握した上で、マッチングを行います。
- 地域日本語教育コーディネーターの配置により、各日本語教室へのより細かな支援に努めます。
- 市全体として学習の場の数と規模を維持できるよう、教室の新規立ち上げを積極的に支援します。特に、教室数が少ない安佐北区及び市西部に対して、地域日本語教育コーディネーターを配置し、教室の安定的な開催を支援します。

4-3 教育委員会との連携体制の構築

- 市教育委員会との連携を密にし、学校における日本語指導に携わることができる人材を紹介できる体制を整えます。

(5) 地域との連携

外国人市民の孤立を防ぎ、外国人を地域の一員として受け入れていくため、外国人と日本人が交流する機会を設け、外国人市民と地域の相互理解を促進する取組を進めます。

5-1 外国人市民と地域との相互理解の促進

- 外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介するイベント等を開催し、外国人と日本人の交流を充実させるための取組を行います(※)。
- 日本語によるプレゼンテーション能力の向上を図り、母国の文化や言葉を日本語で紹介できる外国人講師の養成に取り組みます。

(※) 当計画における外国人と日本人の交流事業は、第2次計画においても第1次計画と同規模で実施します。交流機会の拡充については、当計画とは別枠で検討します。

5-2 やさしい日本語の活用

- 地域と外国人市民とのコミュニケーション促進の一助とするため、「やさしい日本語」に対する認知、理解を深めるための研修会等を実施します。
- 医療福祉機関や社会福祉協議会など、予期せず外国人対応を迫られる職員や地域で活動する人たちを取りまとめる組織に対し、多文化共生社会や、「やさしい日本語」への理解促進研修会の実施について働きかけを行います。

<参考資料>

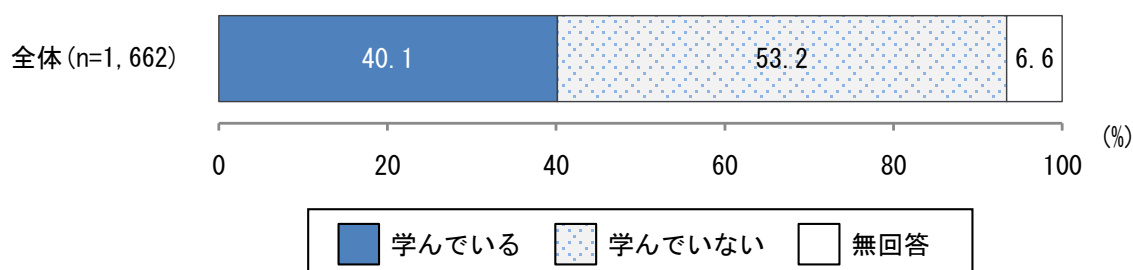
1 多文化共生意識調査の結果(抜粋)

令和4年度(2022年度)に実施した「多文化共生意識調査」のうち、外国人市民に対する日本語学習についての問い(29問中4問)に対する回答は、次のとおりです。

<調査の概要>

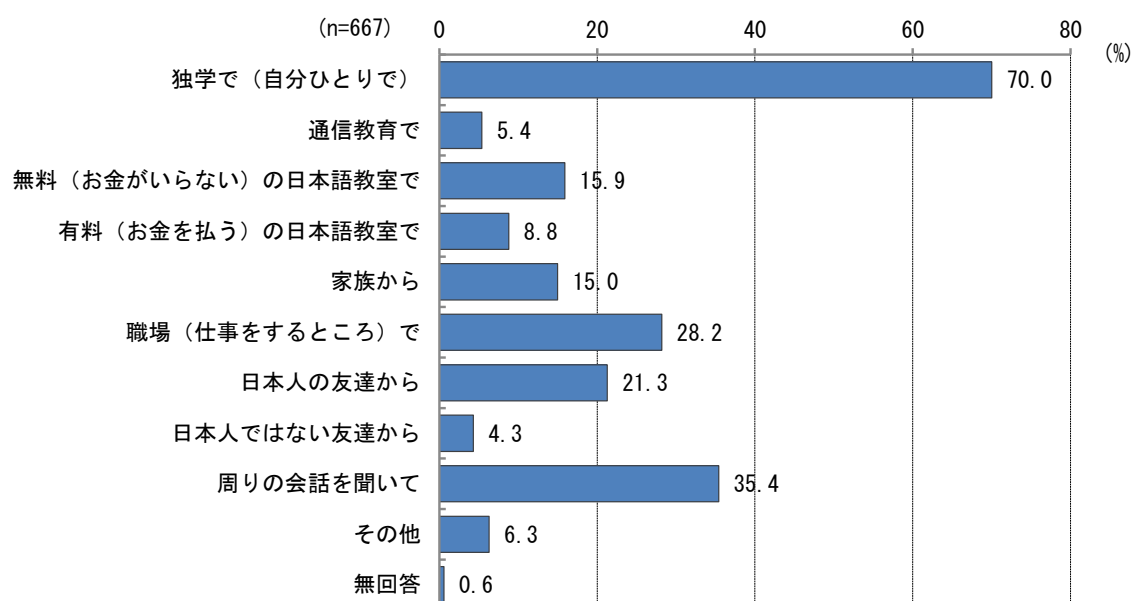
	概要
調査時期	令和4年(2022年)9月1日～同年10月14日(44日間)
調査対象	広島市内に居住する18歳以上の外国人市民 5,000人
有効回収数(率)	1,662人(33.2%)
調査項目	<全29問> 生活情報の入手方法、相談先、日本語学習、差別体験、日本人との交流等

問ア あなたは、今、日本語を学んでいますか。

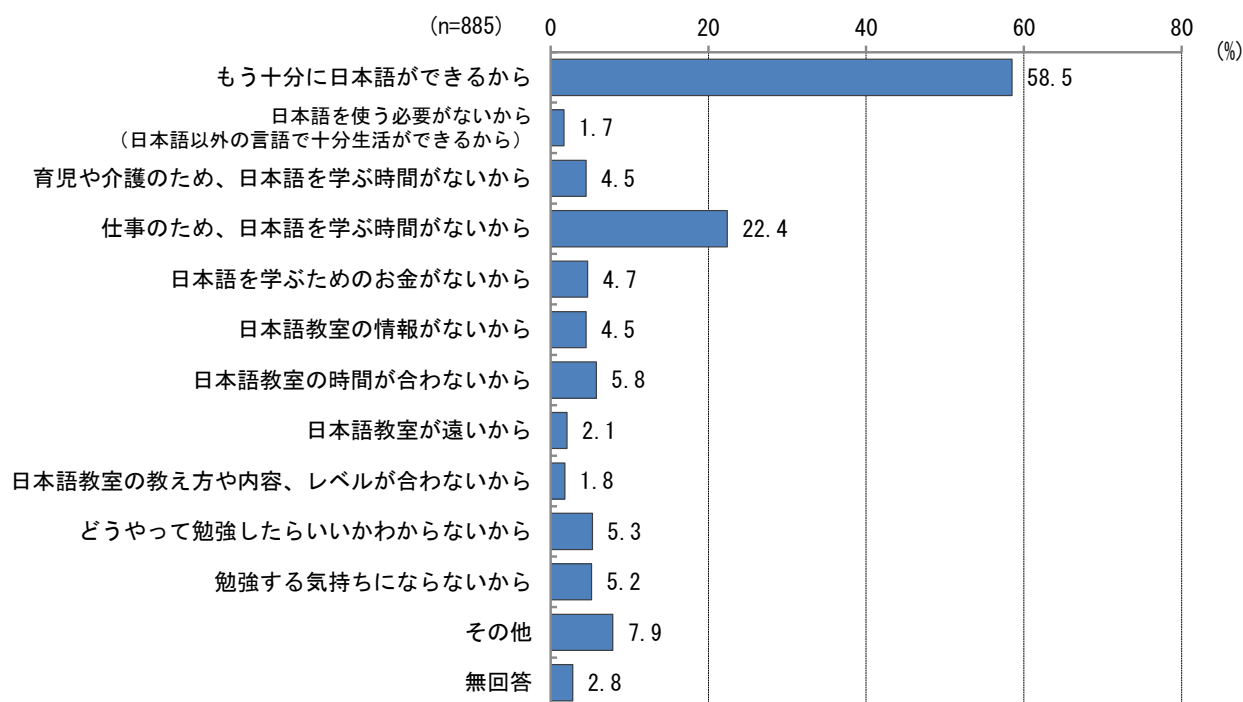


問イ 問アで、「学んでいる」に○をした人(今、日本語を勉強している人)に聞きます。

あなたは今、どうやって日本語を学んでいますか。※複数回答可

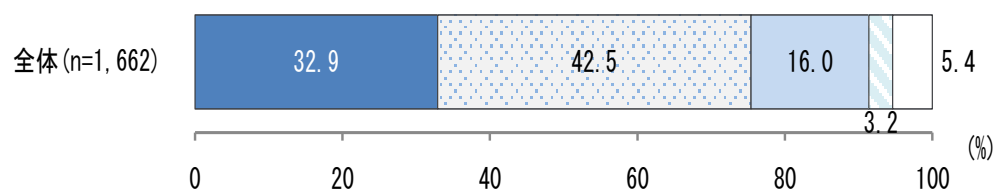


問ウ 問アで、「学んでいない」に○をした人(今、日本語を勉強していない人)に聞きます。
今、日本語を学んでいないのはなぜですか。※複数回答可



問エ あなたは日本語がどのくらいできますか。

【A 話す・聞く】



■ 日本語を母語とする人と同じくらい話すことができ、聞くことができる

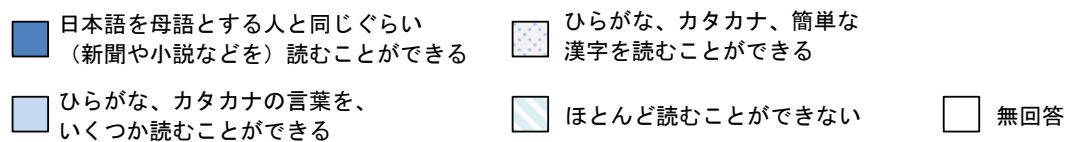
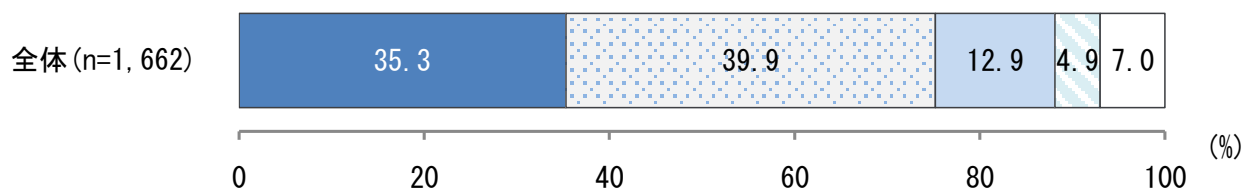
■ 日常生活に困らないくらい話すことができ、聞くことができる

■ 速い日本語を聞き取ることができない、話すことができない

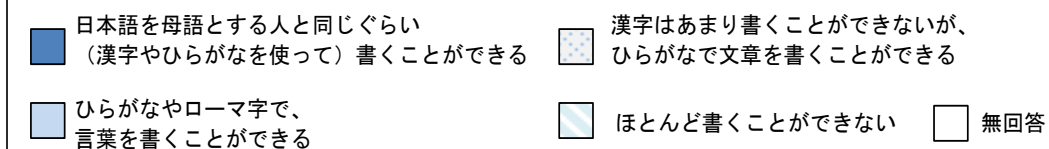
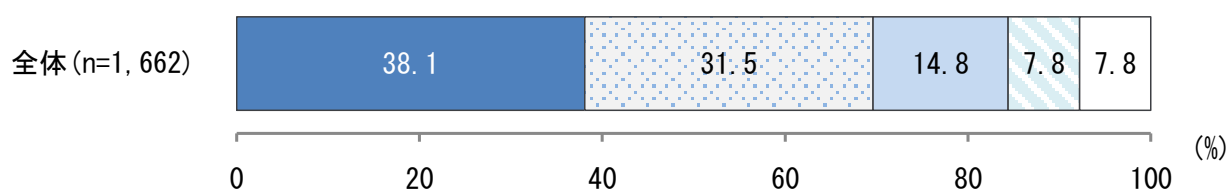
■ ほとんど聞き取ることができない、話すことができない

□ 無回答

【B 読む】



【C 書く】



2 地域のボランティア日本語教室へのアンケートの結果(抜粋)

令和5年度(2023年度)に実施した「日本語教室へのアンケート」18問のうち、6問に対する回答は、次のとおりです。

<調査の概要>

	概要
調査時期	令和5年(2023年)12月12日～ 令和6年(2024年)2月29日(80日間)
調査対象	広島市内に拠点を持つ地域のボランティア日本語教室 27カ所
有効回収数(率)	21件(77.8%)
調査項目	<全18問> 教室の概要、学習者の国籍、活動内容、実施体制等

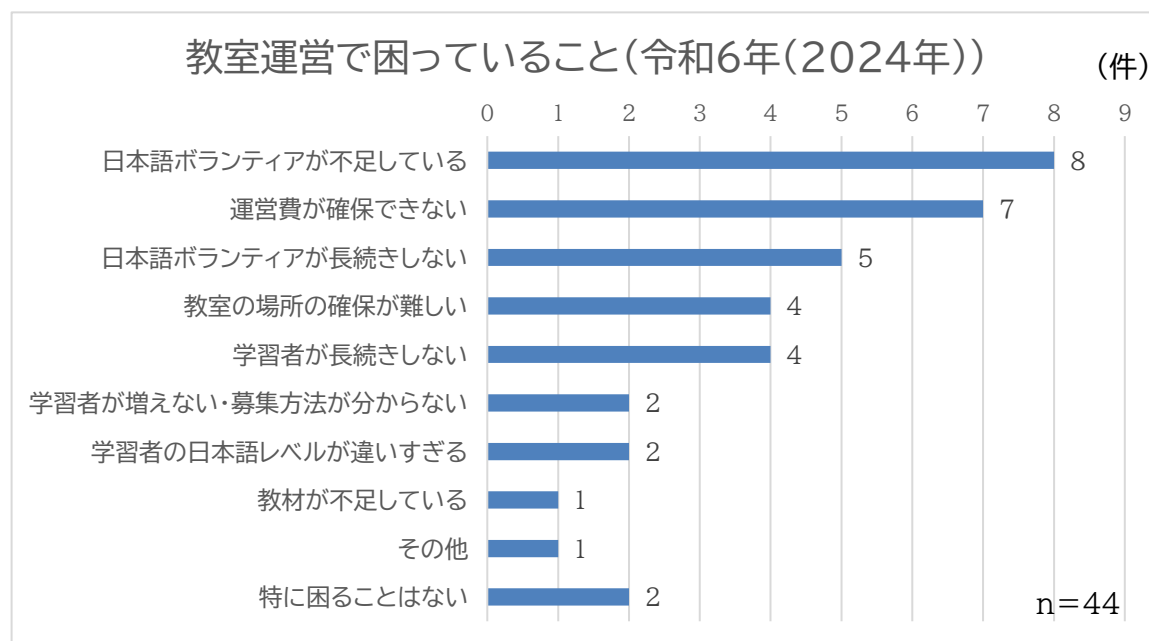
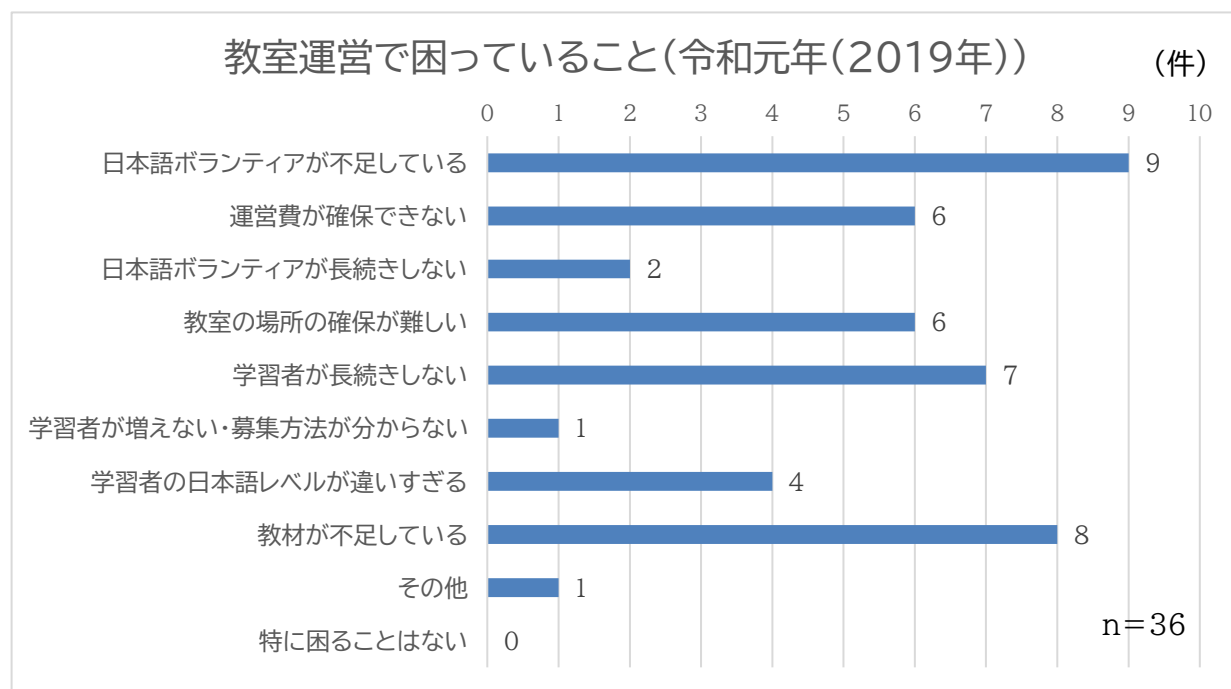
問ア 学習者の国籍

国籍	令和元年(2019年) 9月1日時点(人)	令和6年(2024年) 1月1日時点(人)	増減率(%)
中国	114	62	▲45.6
インド	40	35	▲12.5
フィリピン	53	32	▲39.6
ベトナム	139	31	▲77.6
インドネシア	11	30	172.7
アメリカ	19	20	5.2
ネパール	20	12	▲40.0
韓国・朝鮮	20	10	▲50.0
イギリス	5	8	60.0
タイ	22	7	▲68.1
台湾	17	5	▲70.5
ブラジル	3	1	▲66.6
ペルー	5	0	▲100.0
その他	64	74	15.6
不明	13	0	▲100.0
合計	545	327	▲40.0

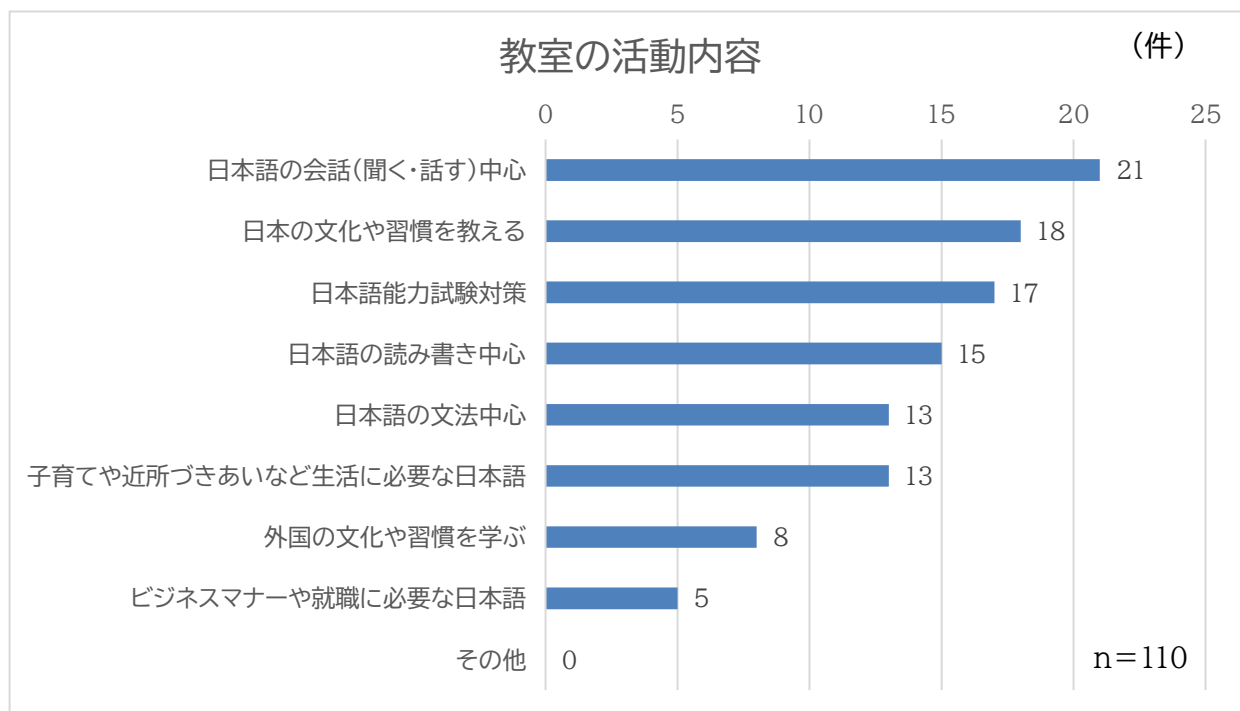
注1) 1人の学習者が複数の日本語教室に通っている場合があります。

注2) 学習者の減少は、新型コロナウイルス感染症流行の影響があると考えられます。令和6年度(2024年度)に入り、子どもや技能実習生を中心に学習者が増加している教室もあるため、今後増加率は変化していくものと考えられます。

問イ 教室運営で困っていること※複数回答可

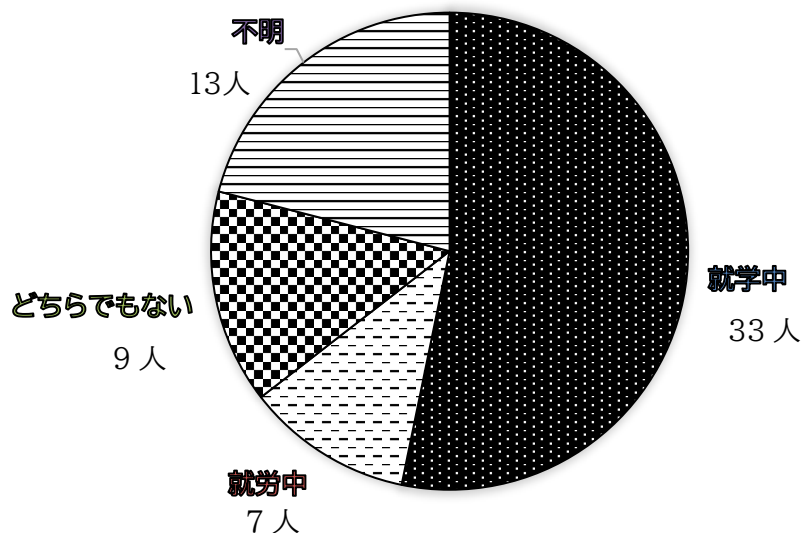


問ウ 教室の活動内容※複数回答可



問工 19 歳未満学習者の就学・就労状況

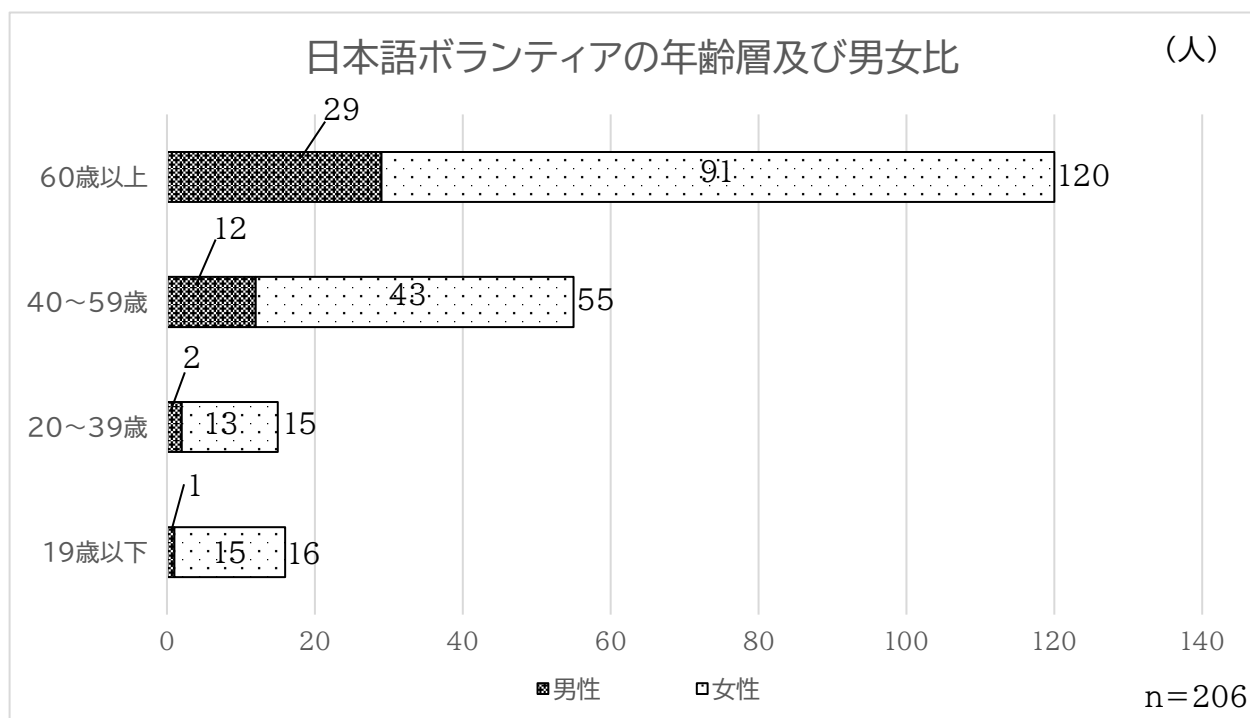
19歳未満学習者(62人)の就学・就労状況



19歳未満の学習者の場合、こういった若者、子どもか(国籍や家族の状況など)

- 親が日本で働くため一緒に来日(中国、ネパール、モンゴル、インド)
- 家族が日本で働いているため、日本に来た人
- 母親が日本人で短期帰国した人
- 過去参加の学習者…日本の学校に通学
- 夜間の高校に通う高校2年生(中国人)
- 未就学児1名と両親。父親は、日本企業勤務(カンボジア)
- 高校生…留学生・親が日本に滞在しているこども
- 13歳まで中国で生活、中学校1年生で来日、現在高校1年生
- モンゴル出身、母が留学生
- 父親がインド料理店で働き、家族を日本に呼びよせた。

問オ 日本語ボランティアの年齢層及び男女比

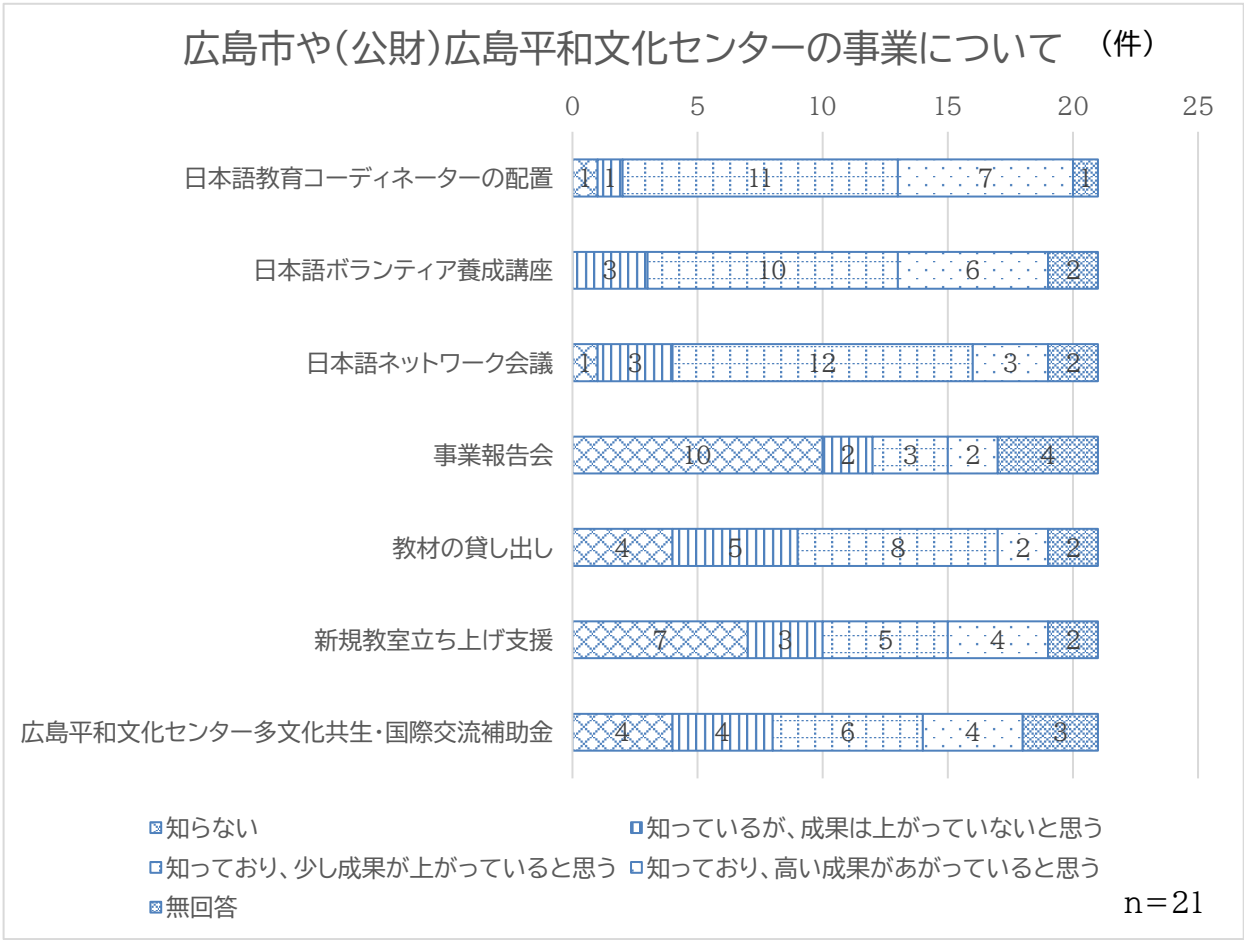


(参考) 日本語教育に関する資格を所有し、教室で活動しているボランティア

日本語教師として勤務した経験がある	22 人
日本語教師として勤務した経験はない	37 人
計	59 人

※ 質問を誤って解釈しているとみられる回答も散見されるため、参考値として取り扱う。

問カ 広島市や(公財)広島平和文化センターの事業について



3 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期(満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。)にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第6条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

（連携の強化）

第7条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（法制上の措置等）

第8条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（資料の作成及び公表）

第9条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な

方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の基本的な方針)

第11条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

第1節 国内における日本語教育の機会の拡充

(外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育)

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

第13条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。)であって日本語を理解し、使用する能力(以下「日本語能力」という。)を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこ

と等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等(大学及び大学院に在学する者を除く。)であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)

第14条 国は、事業主がその雇用する外国人等(次項に規定する技能実習生を除く。)に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。)に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。)が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)

第15条 国は、出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)

第16条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第17条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 海外における日本語教育の機会の拡充

(海外における外国人等に対する日本語教育)

第18条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材(インターネットを通じて提供することができるものを含む。)の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)

第19条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3節 日本語教育の水準の維持向上等

(日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上)

第20条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第21条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善を図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師(日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。)の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育課程の編成に係る指針の策定等)

第22条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必

要な施策を講ずるものとする。

（日本語能力の評価）

第23条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4節 日本語教育に関する調査研究等

（日本語教育に関する調査研究等）

第24条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態(海外におけるものを含む。)、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に関する情報の提供等）

第25条 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5節 地方公共団体の施策

第26条 地方公共団体は、この章(第2節を除く。)に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第4章 日本語教育推進会議等

（日本語教育推進会議）

第27条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第28条 地方公共団体に、第11条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第2次広島市日本語教育推進計画

発行：令和7年（2025年）10月

広島市市民局国際平和推進部国際化推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-247-0127 / FAX：082-504-2986

No：広GO-2025-443